

青森県報

第二千九百七十七号

平成二十年
八月二十七日
(水曜日)

目次

規 則

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (水産振興課) … 一

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札 …… (財産管理課) …… 二

可搬型大気中気体状ベータ放射能測定器の購入に係る一般競争入札 …… (原子力
安全対策課) …… 三

灰化システムの購入に係る一般競争入札 …… (同) …… 四

ゲルマニウム半導体検出装置の購入に係る一般競争入札 …… (同) …… 五

大規模小売店舗の変更の届出 …… (経営支援課) …… 七

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 …… (事務局) …… 八

政治資金規正法による政治団体の解散の届出 …… (同) …… 八

規 則

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

3 第一条に定めるもののほか、県は、青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(平成二十年八月青森県規則第三十六号)の公布の日から平成二十一年三月三十一日までの間において燃油高騰対策緊急資金を貸し付ける融資機関に対し、この項から附則第六項までに定めるところにより、当該燃油高騰対策緊急資金に係る利子補給金を交付する。

4 前項の「燃油高騰対策緊急資金」とは、融資機関(法第二条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる者に限る。)が同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に対して貸し付ける資金(漁業用燃油及び原油価格の高騰の影響を受ける資材の購入に要するものその他原油価格の高騰により漁業経営に要するものに限る。)(うち、緊急に必要な資金として知事が別に定める要件に該当するものをいう)。

5 附則第三項の規定により交付する利子補給金の額は、第四条の各期間に準じて知事が別に定める期間における同項の燃油高騰対策緊急資金につき、その融資平均残高(同条の融資平均残高をいう。)に対し、知事が別に定める利子補給率の割合で計算した金額とする。

6 第三条及び第五条から第八条までの規定は、附則第三項の利子補給について準用する。この場合において、第六条第一項中「資金」とあるのは「附則第三項の燃油高騰対策緊急資金」と、同条第二項中「この規則又はこの規則」とあるのは「附則第三項から第六項までの規定又は同項において準用する第三条」と、第七条中「漁業近代化資金」とあるのは「附則第三項の燃油高騰対策緊急資金」と、第八条中「この規則」とあるのは「附則第三項から第六項までの規定」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
青森市大字浅虫字山下一四四の二	宅 地	五〇五・五五
青森市大字油川字中道六の二七ほか	宅 地	二〇三・八九
青森市富田一丁目八〇の二七ほか	宅 地	三八四・三七
青森市大字三内字沢部四二六の一五	宅 地	三五五・八〇
青森市浪岡大字浪岡字細田五八の四ほか	宅 地	二二四・四六
弘前市原ヶ平二丁目六の七ほか	宅 地	三三一・〇六
八戸市白銀台七丁目六の四ほか	宅 地	七九三・九七
八戸市大字白銀町字掘ノ外一四の四三	宅 地	三一五・三一
五戸町字竹原五の二四	宅 地	四三〇・一六
六ヶ所村大字倉内字笹崎三三二の五ほか	宅 地	一、八〇〇・〇〇

二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所
一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所
青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課
青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時
一 入札場所
青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課

二 入札日時
平成二十年九月八日 午前九時から

三 開札日時
平成二十年九月十七日 午後五時（必着）まで
土曜日、日曜日及び祝日の受付は行わない。

四 開札場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎東棟一階入札室

五 開札日時
平成二十年九月二十六日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額
開札は物件番号順に順次行つ。

七 契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
契約書の取り交わしの時期

八 落札決定の日から七日以内
代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

可搬型大気中気体状ベータ放射能測定器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
可搬型大気中気体状ベータ放射能測定器 2式

二 履行期限

平成二十一年三月二十七日

三 納入場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、

平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平

成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）、平

成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）又は

平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）の一

の規定により理化学・計測機器の購入の契約についてAの等級に各付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター総務担当

電話 〇一七五 七四 二二五二

2 入札書の提出方法

1に掲げる提出場所に持参し、又は郵便により送付すること。ただし、郵便により送付する場合は、配達証明することができる郵便とすること。

3 入札書の提出期限

平成二十年十月三日 午後五時十五分（郵便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

4 開札の場所及び日時

(一) 場所 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター 二階大会議室

(二) 日時 平成二十年十月六日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三

二条及び第三百五十九号の規定による。

七 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県原子力センター所長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていないと判断した2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased.

2 Beta-atmospheric Gas Monitors (portable type)

2 Time limit for tender:

5:15p.m.October 3,2008

3 Contact points for the notice

Aomori Prefectural Nuclear Power Safety Center
400-1 Sasazaki Kurauuchi,Rokkasho Village,Aomori
Prefecture 039-3215 Japan
TEL 0175-74-2251

灰化システムの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

灰化システムの購入とし、その要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

平成二十一年三月六日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第百六十五号(物品等の競争入札参加資格)、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)、平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)のいずれか定めるところにより機械器具類、薬品・理化学機器類又は電気通信機器類の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の日までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ

せ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部原子力安全対策課

電話 〇一七 七三四 九二五三

2 入札書の提出期限

平成二十年十月七日 午後一時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階B会議室

平成二十年十月八日 午後二時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十

二条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行い、かつ、十の3に定

めるところにより落札対象とする者を落札者に決定する。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を

遵守すること。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書及び入札説明書に基づき作成した
購入物品の製作仕様書等を入札書の提出期限までに青森県環境生活部原子力安全
対策課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書及び製
作仕様書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、
必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の製作仕様書等に係

る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違
反した入札は、無効とする。

5 入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切
り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税
に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金
額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Ashing system.

2 Time limit for tender:

1:00 p.m. October 7,2008

3 Contact point for the notice:

Nuclear Power Safety Division, Department of Environment and Public Affairs,

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima, Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN

TEL 017-734-9253

~~~~~  
ゲルマニウム半導体検出装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十  
二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年八月二十七日

一 一般競争入札に付する事項

青森県知事 三 村 申 吾

ゲルマニウム半導体検出装置の購入とし、その要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

平成二十一年三月六日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）の任一に定めるところにより機械器具類、薬品・理化学機器類又は電気通信機器類の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の日までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部原子力安全対策課

電話 〇一七 七三四 九二五三

2 入札書の提出期限

平成二十年十月七日 午後一時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階B会議室  
平成二十年十月八日 午後三時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第三百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行い、かつ、十の3に定めるところにより落札対象とする者を落札者に決定する。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守すること。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書及び入札説明書に基づき作成した購入物品の製作仕様書等を入札書の提出期限までに青森県環境生活部原子力安全対策課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書及び製作仕様書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Germanium semiconductor detection device.

2 Time limit for tender:

1:00 p.m. October 7,2008

3 Contact point for the notice:

Nuclear Power Safety Division, Department of Environment and Public Affairs,  
Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima, Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN

TEL 017-734-9253

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目一の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前                                                     | 変 更 後                                                     | 年 変 月 日 更        |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------|
| セントラルリーシングシステム株式会社<br>北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一<br>代表取締役社長 城座勝明 | セントラルリーシングシステム株式会社<br>北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一<br>代表取締役社長 今野乃光 | 平成<br>二〇・六<br>三〇 |

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一外

四 届出年月日

平成二十年八月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十年八月二十七日から同年十二月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年十二月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年八月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| 政治団体の名称     | 異動事項  | 新      | 旧      | 届出年月日    |
|-------------|-------|--------|--------|----------|
| 日本共産党青森県委員会 | 会計責任者 | 小山内 勇一 | 猪股 あや子 | 平成二〇・七・三 |

政党以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 異動事項       | 新           | 旧              | 届出年月日    |
|-----------|------------|-------------|----------------|----------|
| 三浦ひろし後援会  | 主たる事務所の所在地 | 八戸市下長二の七の一九 | 八戸市大字長苗代字大谷地五四 | 平成二〇・七・一 |
| 鈴木孝雄後援会   | 会計責任者の職務代行 | 三浦 美菜       | 鈴木 康之          | 平成二〇・七・三 |
| 花田あきひと後援会 | 代表者        | 山内 巨朗       | 山内 巨郎          | 平成二〇・七・八 |

|           |     |        |       |           |
|-----------|-----|--------|-------|-----------|
| 島野満義を励ます会 | 代表者 | 小笠原 忠雄 | 菊池 春美 | 平成二〇・七・一六 |
|-----------|-----|--------|-------|-----------|

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年八月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

| 政治団体の名称           | 解散年月日    | 届出年月日    |
|-------------------|----------|----------|
| 伊藤幸治後援会           | 平成二〇・六・八 | 平成二〇・七・一 |
| 江渡あきのり七戸町野々上地区後援会 | 二〇・三・二四  | 二〇・七・三   |
| 菊地義明後援会           | 一九・三・三〇  | 二〇・七・三   |
| 山上正春後援会           | 一九・五・一   | 二〇・七・四   |
| 金沢和夫後援会           | 二〇・五・二五  | 二〇・七・七   |
| 工藤藤雄後援会           | 二〇・七・八   | 二〇・七・一五  |
| 島野満義を励ます会         | 一九・七・三   | 二〇・七・一六  |
| 新生むつ市創造市民の会       | 二〇・七・二七  | 二〇・七・三〇  |

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県 青森市

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭